

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

狭山市長 小谷野 剛

#### 狭山市規則第4号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 5 前各項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に3人以上の子がいる場合において、第3子以降の教育・保育給付認定子どもが次の各号のいずれかに該当するときの当該教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、0円（第1項から第3項までの規定により0円となったときを除く。）とする。

(1) 満3歳未満保育認定子ども

(2) 法第23条第4項の規定により満3歳未満保育認定子どもが満3歳に達したときに法第19条第2号への変更の認定を受けた後の最初の3月31日までの間における同号に掲げる小学校就学前子ども

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第5項の規定は、令和6年4月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年3月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。